

シリーズ/取調べ「可視化」の「現在」

取調べ可視化時代の深化

取調べ可視化実現大阪本部 副本部長 小坂井 久

取調べ可視化の時代である。2016年が、我が刑事司法実務において、取調べ可視化が一層進行・深化する年となることは疑いがない。「現在」の運用の鍵となる部分を素描しつつ、弁護実践にも若干言及しておきたい。

1. 「現在」の運用情況

① 「本格実施」について(検察—その1)

2015年12月、最高検察庁は「検察における取調べの録音・録画についての実施状況(平成27年9月までの実施状況)」を公表した(最高検のホームページ参照)。ここから2014年6月16日付最高検依命通知(同年10月1日施行—以下、これを2014年依命通知という)以降における検察庁の取調べ録音・録画に対する取り組みが確認出来るが、最新の情報が注目される。2015年4月から同年9月の間の半年間の数値である。

2014年依命通知で「本格実施」とされた裁判員裁判対象事件は、上記の半年間で捜査段階において1,555件あったとされるが(なお、うち公判請求が560件)、そのうち、身体拘束下の取調べにおいて録音・録画がなされたのは1,549件で99.6%の実施率となっている。そのうち身体拘束下「全過程」が92.1%(1,426件)とされているから、これは全体でみても、91.7%という「全過程」率になる。つまり、裁判員裁判対象事件の身体拘束下取調べ「全過程」原則は、検察段階では既に実現しつつあるとあってよい。

その余の「本格実施」類型については、いちいち数値までを挙げないが、「知的障がいによりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等」は取調べの録音・録画実施率は100%であり、「精神の障害等による責任能力の減退・喪失が疑われる被疑者等」も、その実施率は99.6%とされ、これらの類型にあって、身体拘束下取調べ「全過程」は、いずれもが、おおむね8割前後に達している(途中で対象事件と確認された「準全過程」をも含む)。

独自捜査事件は、実施率100%で「全過程」が90.7%とされ、それ以前の1年間(平成26年4月~同27年3月)の「全過程」率92.9%より率は後退しているけれども、母数自体が54件と少ない(「全過程」実施は49件とされている)から、これが有意の差といえるかどうかは、なお検討の余地があろう。要するに、2014年依命通知でいう「本格実施」事案については明らかに「全過程」原則が今や貫かれる状況になってきているといえる。

他方、割合が低いとはいえ、なお録画しなかったり、一部録画にとどまるケースがあるのは、過渡期であるからにすぎないのか、あるいは、例外事由なるものが(僅かであれ)作動している結果なのかどうか。注目すべき段階といえるであろう。

② 「試行対象」事件など(検察—その2)

今回の発表で、とりわけ着目されるのは、2014年依命通知で「試行対象」とされたものについてである。2014年10月~2015年3月の間、被疑者取調べの「試行対象」事案の録音・録画実施件数は、14,499件あったが(うち「全過程」は46.1%)、2015年4月から同年9月までの最新発表期間にあっては、これは21,238件に増加している(うち「全過程」は56.9%を占めるに至っている)。

上記「本格実施」事案を含め、上記半年間で24,705件において(一部録音・録画を含めてであるが)録音・録画が実施され、これを1年間に引き直すと、今や、1年間でほぼ5万件に達しようとする件数で、録音・録画が実施される計算になっている。1年間の勾留件数は、117,000件レベルとされているから、上記録音・録画件数は、相当のレベルに達してきてお

り、少なくとも、もはや軽視するレベルではない。

おおよその計算をしてみると、検察においては、身体拘束下の取調べ「全過程」録音・録画自体が年間2万5,000件レベルに達する状況になるものとみられるのである。これらは今後増加することはあっても、減ることはない。

3 警察の運用について

警察庁は2015年10月に、「警察における取調べの録音・録画の試行の実施状況について」を公表している（これは、同年4月に暫定値で発表したものを正確な値にしたものとのことである）。警察の取調べ録音・録画試行が検察に比して随分遅れていることは、周知のことである。が、裁判員裁判対象事件についていえば、法成立を控えて、警察も身体拘束下「全過程」率を急速に上げていることは事実である（なお、以下については、上記正式発表には含まれている情報ではなく、報道その他によって判明しているところもとづいている）。

すなわち、2014年4月～2015年3月の1年間（平成26年度）の裁判員裁判対象事件数は3,341件とされているところ、うち「全過程」は587件であって、「全過程」実施率は17.57%に及んでいる。平成25年度においては、3,315件のうち「全過程」は29件で、0.87%に過ぎなかったのであるから、この増加は着目に値する。

警察としては、まずは何よりも法制化の対象である裁判員裁判事件の取調べ「全過程」録音・録画に向けて注力したいということのようであり、上記のとおり、その「全過程」率は、当然さらに大きく増加していくものとみられる。ただし、警察において試行対象としているもの以外についての取り組みがなされているとは報告されていない。が、個別ケースでの取り組み自体を否定されているというわけではないので、今後、試行対象以外について、どこまで録音・録画されていくかに注目しなければならない。

2. 弁護実践をめぐって

1 可視化申入れについて

上述したところからも窺えるが、現在、いわゆる

「本格実施」事案でなくとも、弁護人が、きっちりとした取調べ可視化申入れをすれば、検察官は、これに応じるようになっていく。最近、私自身、窃盗の被疑事件で、検察官から、「弁護人から可視化申入れがありましたので、録々（ロクロク＝録音・録画についての捜査官用語である）をしています」という科白を聞いた。20年前から可視化申入れをしてきた者としては、感慨のようなものがないではない。

21世紀に入ってからは、大阪弁護士会、さらに、日本弁護士連合会としても、可視化申入れの書式を配布するなどして、捜査弁護に携わる刑事弁護人に対し、申入れをすることを呼びかけるようにしてきたわけであるが、そこには、次のような問いがあったことを思い出す。「この申入れをすれば、捜査機関は、可視化するのですか」。その答は、長らく、「少なくとも取調べへの抑制効果はある」、あるいは、「公判において捜査段階の被告人供述調書の証拠価値を争う大きな要素足りうる」というもので、それ以上ではなかった。が、今は、これらに加え、はっきりと「ちゃんとした申入れをすれば、検察官は可視化する」と答えることができる状況になっている。

2014年依命通知の試行対象ケースを具現化させるため、例外事由を機能させないため、警察においても運用を増大させるため、申入れを行うときである。むろん、その申入れ自体が、後の公判で有意に機能する場面があることは従前と変わらない。

2 その余の課題について

紙幅の関係で、いわゆるポスト可視化時代における弁護実践課題を論じることが出来なかった。その点は、2015年11月27日の近畿弁護士会連合会大会シンポジウム第2分科会「よーし、可視化法制化 抜け道は許さない!今こそ弁護実践だ!!」における報告書（鈴木一郎弁護士責任編集）の記載に委ねたい。同報告書は理論的水準も高く、実践上の知恵を豊富に含んでいる。

ここではあえて、今継続審査であり、2016年の通常国会で審議される可視化法案については触れなかったが、可視化時代の深化にあって、弁護人の責務は一層重大である。しかし、そこには我が刑事司法実務を改革し、その新時代を切り拓く、確かな手がかりがある。